

2 令和7年度 浄水水質検査計画表 (別表1)

1/14

水道事業名	各務原市上水道					
浄水場名	三井水源地(大伊木配水池)					
採水の場所(住所及び施設名)	各務原町西公園(鵜沼各務原町2丁目86番地6)					
水源種別	地下水	表流水	湧き水	その他	健康診断(検便)実施月	
浄水方法	塩素滅菌	緩速ろ過	急速ろ過	膜ろ過	その他	
水質検査委託機関名称	未定					2回目 11月

水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	根 拠 ※1
1 一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2 大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3 カドミウム及びその化合物	検査省略													-	送配水施設内で濃度が上昇しないため
4 水銀及びその化合物	検査省略													-	送配水施設内で濃度が上昇しないため
5 セレン及びその化合物	検査省略													-	送配水施設内で濃度が上昇しないため
6 鉛及びその化合物	検査省略													-	送配水施設内で濃度が上昇しないため
7 ヒ素及びその化合物	検査省略													-	送配水施設内で濃度が上昇しないため
8 六価クロム化合物	検査省略													-	送配水施設内で濃度が上昇しないため
9 亜硝酸態窒素	検査省略													-	送配水施設内で濃度が上昇しないため
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	3か月毎		○				○			○			○	4	3か月に1回省略不可
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	3か月毎		○				○			○			○	4	3か月に1回
12 フッ素及びその化合物	検査省略													-	送配水施設内で濃度が上昇しないため
13 ホウ素及びその化合物	検査省略													-	送配水施設内で濃度が上昇しないため
14 四塩化炭素	検査省略													-	送配水施設内で濃度が上昇しないため
15 1・4-ジオキサン	検査省略													-	送配水施設内で濃度が上昇しないため
16 シス-1・2-ジクロロエチレン及びトランス-1・2-ジクロロエチレン	検査省略													-	送配水施設内で濃度が上昇しないため
17 ジクロロメタン	検査省略													-	送配水施設内で濃度が上昇しないため
18 テトラクロロエチレン	検査省略													-	送配水施設内で濃度が上昇しないため
19 トリクロロエチレン	検査省略													-	送配水施設内で濃度が上昇しないため
20 ベンゼン	検査省略													-	送配水施設内で濃度が上昇しないため
21 塩素酸	3か月毎		○				○			○			○	4	3か月に1回省略不可
22 クロロ酢酸	3か月毎		○				○			○			○	4	3か月に1回省略不可
23 クロロホルム	3か月毎		○				○			○			○	4	3か月に1回省略不可
24 ジクロロ酢酸	3か月毎		○				○			○			○	4	3か月に1回省略不可
25 ジブromクロロメタン	3か月毎		○				○			○			○	4	3か月に1回省略不可
26 臭素酸	3か月毎		○				○			○			○	4	3か月に1回省略不可
27 総トリハロメタン(クロロホルム、ジブromクロロメタン、ブromジクロロメタン及びブromホルムのそれぞれの濃度の総和)	3か月毎		○				○			○			○	4	3か月に1回省略不可
28 トリクロロ酢酸	3か月毎		○				○			○			○	4	3か月に1回省略不可
29 ブromジクロロメタン	3か月毎		○				○			○			○	4	3か月に1回省略不可
30 ブromホルム	3か月毎		○				○			○			○	4	3か月に1回省略不可
31 ホルムアルデヒド	3か月毎		○				○			○			○	4	3か月に1回省略不可
32 亜鉛及びその化合物	検査省略													-	送配水施設内で濃度が上昇しないため
33 アルミニウム及びその化合物	検査省略													-	送配水施設内で濃度が上昇しないため
34 鉄及びその化合物	検査省略													-	送配水施設内で濃度が上昇しないため
35 銅及びその化合物	検査省略													-	送配水施設内で濃度が上昇しないため
36 ナトリウム及びその化合物	検査省略													-	送配水施設内で濃度が上昇しないため
37 マンガン及びその化合物	検査省略													-	送配水施設内で濃度が上昇しないため
38 塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
39 カルシウム、マグネシウム等	検査省略													-	送配水施設内で濃度が上昇しないため
40 蒸発残留物	検査省略													-	送配水施設内で濃度が上昇しないため
41 陰イオン界面活性剤	検査省略													-	送配水施設内で濃度が上昇しないため
42 (4S・4aR・8aR)-オクタヒドロ-4・8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名 ジェオスミン)	検査省略													-	送配水施設内で濃度が上昇しないため
43 1・2・7・-テトラメチルピシクロ[2・2・1]ヘプタン-2-オール(別名 2-メチルイソボルネオール)	検査省略													-	送配水施設内で濃度が上昇しないため
44 非イオン界面活性剤	検査省略													-	送配水施設内で濃度が上昇しないため
45 フェノール類	検査省略													-	送配水施設内で濃度が上昇しないため
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
47 pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
48 味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
49 臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
50 色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
51 濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
項目数		9	9	22	9	9	22	9	9	22	9	9	22		

※1 検査回数省略場合は根拠を記入すること。ただし年に1回以上は全項目検査を実施することを推奨する。

2 令和7年度 浄水水質検査計画表 (別表1)

2/14

水道事業名	各務原市上水道					
浄水場名	三井水源地(八木山低区配水池)					
採水の場所(住所及び施設名)	松田公園(松が丘2丁目98番地)					
水源種別	地下水	表流水	湧き水	その他	健康診断(検便)実施月	
浄水方法	塩素滅菌	緩速ろ過	急速ろ過	膜ろ過	その他	1回目 5月
水質検査委託機関名称	未定					2回目 11月

水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	根 拠 ※1
1 一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2 大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3 カドミウム及びその化合物	検査省略													-	送配水施設内で濃度が上昇しないため
4 水銀及びその化合物	検査省略													-	送配水施設内で濃度が上昇しないため
5 セレン及びその化合物	検査省略													-	送配水施設内で濃度が上昇しないため
6 鉛及びその化合物	検査省略													-	送配水施設内で濃度が上昇しないため
7 ヒ素及びその化合物	検査省略													-	送配水施設内で濃度が上昇しないため
8 六価クロム化合物	検査省略													-	送配水施設内で濃度が上昇しないため
9 亜硝酸態窒素	検査省略													-	送配水施設内で濃度が上昇しないため
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	3か月毎		○				○			○			○	4	3か月に1回省略不可
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	3か月毎		○				○			○			○	4	3か月に1回
12 フッ素及びその化合物	検査省略													-	送配水施設内で濃度が上昇しないため
13 ホウ素及びその化合物	検査省略													-	送配水施設内で濃度が上昇しないため
14 四塩化炭素	検査省略													-	送配水施設内で濃度が上昇しないため
15 1・4-ジオキサン	検査省略													-	送配水施設内で濃度が上昇しないため
16 シス-1・2-ジクロロエチレン及びトランス-1・2-ジクロロエチレン	検査省略													-	送配水施設内で濃度が上昇しないため
17 ジクロロメタン	検査省略													-	送配水施設内で濃度が上昇しないため
18 テトラクロロエチレン	検査省略													-	送配水施設内で濃度が上昇しないため
19 トリクロロエチレン	検査省略													-	送配水施設内で濃度が上昇しないため
20 ベンゼン	検査省略													-	送配水施設内で濃度が上昇しないため
21 塩素酸	3か月毎		○				○			○			○	4	3か月に1回省略不可
22 クロロ酢酸	3か月毎		○				○			○			○	4	3か月に1回省略不可
23 クロロホルム	3か月毎		○				○			○			○	4	3か月に1回省略不可
24 ジクロロ酢酸	3か月毎		○				○			○			○	4	3か月に1回省略不可
25 ジブromクロロメタン	3か月毎		○				○			○			○	4	3か月に1回省略不可
26 臭素酸	3か月毎		○				○			○			○	4	3か月に1回省略不可
27 総トリハロメタン(クロロホルム、ジブromクロロメタン、ブromジクロロメタン及びブromホルムのそれぞれの濃度の総和)	3か月毎		○				○			○			○	4	3か月に1回省略不可
28 トリクロロ酢酸	3か月毎		○				○			○			○	4	3か月に1回省略不可
29 ブromジクロロメタン	3か月毎		○				○			○			○	4	3か月に1回省略不可
30 ブromホルム	3か月毎		○				○			○			○	4	3か月に1回省略不可
31 ホルムアルデヒド	3か月毎		○				○			○			○	4	3か月に1回省略不可
32 亜鉛及びその化合物	検査省略													-	送配水施設内で濃度が上昇しないため
33 アルミニウム及びその化合物	検査省略													-	送配水施設内で濃度が上昇しないため
34 鉄及びその化合物	検査省略													-	送配水施設内で濃度が上昇しないため
35 銅及びその化合物	検査省略													-	送配水施設内で濃度が上昇しないため
36 ナトリウム及びその化合物	検査省略													-	送配水施設内で濃度が上昇しないため
37 マンガン及びその化合物	検査省略													-	送配水施設内で濃度が上昇しないため
38 塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
39 カルシウム、マグネシウム等	検査省略													-	送配水施設内で濃度が上昇しないため
40 蒸発残留物	検査省略													-	送配水施設内で濃度が上昇しないため
41 陰イオン界面活性剤	検査省略													-	送配水施設内で濃度が上昇しないため
42 (4S・4aR・8aR)-オクタヒドロ-4・8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名 ジェオスミン)	検査省略													-	送配水施設内で濃度が上昇しないため
43 1・2・7・-テトラメチルピシクロ[2・2・1]ヘプタン-2-オール(別名 2-メチルイソボルネオール)	検査省略													-	送配水施設内で濃度が上昇しないため
44 非イオン界面活性剤	検査省略													-	送配水施設内で濃度が上昇しないため
45 フェノール類	検査省略													-	送配水施設内で濃度が上昇しないため
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
47 pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
48 味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
49 臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
50 色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
51 濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
項目数		9	9	22	9	9	22	9	9	22	9	9	22		

※1 検査回数省略場合は根拠を記入すること。ただし年に1回以上は全項目検査を実施することを推奨する。

2 令和7年度 浄水水質検査計画表 (別表1)

3/14

水道事業名	各務原市上水道					健康診断(検便)実施月	
浄水場名	三井水源地(八木山高区配水池)						
採水の場所(住所及び施設名)	つつじが丘公園 東広場(つつじが丘4丁目148番地)						
水源種別	地下水	表流水	湧き水	その他			
浄水方法	塩素滅菌	緩速ろ過	急速ろ過	膜ろ過	その他	1回目	5月
水質検査委託機関名称	未定					2回目	11月

水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	根 拠 ※1
1 一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2 大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3 カドミウム及びその化合物	3年毎													-	3年に1回
4 水銀及びその化合物	3年毎													-	3年に1回
5 セレン及びその化合物	3年毎													-	3年に1回
6 鉛及びその化合物	3年毎													-	3年に1回
7 ヒ素及びその化合物	3年毎													-	3年に1回
8 六価クロム化合物	3年毎													-	3年に1回
9 亜硝酸態窒素	3年毎													-	3年に1回
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	3か月毎	○			○			○			○			4	3か月に1回省略不可
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	3か月毎	○			○			○			○			4	3か月に1回
12 フッ素及びその化合物	3年毎													-	3年に1回
13 ホウ素及びその化合物	3年毎													-	3年に1回
14 四塩化炭素	3年毎													-	3年に1回
15 1・4-ジオキサン	3年毎													-	3年に1回
16 シス-1・2-ジクロロエチレン及びトランス-1・2-ジクロロエチレン	3年毎													-	3年に1回
17 ジクロロメタン	3年毎													-	3年に1回
18 テトラクロロエチレン	3年毎													-	3年に1回
19 トリクロロエチレン	3年毎													-	3年に1回
20 ベンゼン	3年毎													-	3年に1回
21 塩素酸	3か月毎	○			○			○			○			4	3か月に1回省略不可
22 クロロ酢酸	3か月毎	○			○			○			○			4	3か月に1回省略不可
23 クロロホルム	3か月毎	○			○			○			○			4	3か月に1回省略不可
24 ジクロロ酢酸	3か月毎	○			○			○			○			4	3か月に1回省略不可
25 ジブromクロロメタン	3か月毎	○			○			○			○			4	3か月に1回省略不可
26 臭素酸	3か月毎	○			○			○			○			4	3か月に1回省略不可
27 総トリハロメタン(クロロホルム、ジブromクロロメタン、ブromジクロロメタン及びブromホルムのそれぞれの濃度の総和)	3か月毎	○			○			○			○			4	3か月に1回省略不可
28 トリクロロ酢酸	3か月毎	○			○			○			○			4	3か月に1回省略不可
29 ブromジクロロメタン	3か月毎	○			○			○			○			4	3か月に1回省略不可
30 ブromホルム	3か月毎	○			○			○			○			4	3か月に1回省略不可
31 ホルムアルデヒド	3か月毎	○			○			○			○			4	3か月に1回省略不可
32 亜鉛及びその化合物	3年毎													-	3年に1回
33 アルミニウム及びその化合物	3年毎													-	3年に1回
34 鉄及びその化合物	3年毎													-	3年に1回
35 銅及びその化合物	3年毎													-	3年に1回
36 ナトリウム及びその化合物	3年毎													-	3年に1回
37 マンガン及びその化合物	3年毎													-	3年に1回
38 塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
39 カルシウム、マグネシウム等	3年毎													-	3年に1回
40 蒸発残留物	3か月毎	○			○			○			○			4	3か月に1回
41 陰イオン界面活性剤	3年毎													-	3年に1回
42 (4S・4aS・8aR)-オクタヒドロ-4・8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名 ジェオスミン)	3年毎													-	3年に1回
43 1・2・7・-テトラメチルピシクロ[2・2・1]ヘプタン-2-オール(別名 2-メチルイソボルネオール)	3年毎													-	3年に1回
44 非イオン界面活性剤	3年毎													-	3年に1回
45 フェノール類	3年毎													-	3年に1回
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
47 pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
48 味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
49 臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
50 色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
51 濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
項目数		9	23	9	9	23	9	9	23	9	9	23	9		

※1 検査回数省略場合は根拠を記入すること。ただし年に1回以上は全項目検査を実施することを推奨する。

2 令和7年度 浄水水質検査計画表（別表1）

4/14

水道事業名	各務原市上水道					
浄水場名	三井水源地（緑苑配水池）					
採水の場所（住所及び施設名）	宝積寺北公園（鶴沼宝積寺町6丁目73番地）					
水源種別	地下水	表流水	湧き水	その他	健康診断（検便）実施月	
浄水方法	塩素滅菌	緩速ろ過	急速ろ過	膜ろ過	その他	1回目 5月
水質検査委託機関名称	未定					2回目 11月

水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	根 拠 ※1
1 一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2 大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3 カドミウム及びその化合物	検査省略													-	送配水施設内で濃度が上昇しないため
4 水銀及びその化合物	検査省略													-	送配水施設内で濃度が上昇しないため
5 セレン及びその化合物	検査省略													-	送配水施設内で濃度が上昇しないため
6 鉛及びその化合物	検査省略													-	送配水施設内で濃度が上昇しないため
7 ヒ素及びその化合物	検査省略													-	送配水施設内で濃度が上昇しないため
8 六価クロム化合物	検査省略													-	送配水施設内で濃度が上昇しないため
9 亜硝酸態窒素	検査省略													-	送配水施設内で濃度が上昇しないため
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	3か月毎	○				○			○			○		4	3か月に1回省略不可
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	3か月毎	○				○			○			○		4	3か月に1回
12 フッ素及びその化合物	検査省略													-	送配水施設内で濃度が上昇しないため
13 ホウ素及びその化合物	検査省略													-	送配水施設内で濃度が上昇しないため
14 四塩化炭素	検査省略													-	送配水施設内で濃度が上昇しないため
15 1・4-ジオキサン	検査省略													-	送配水施設内で濃度が上昇しないため
16 シス-1・2-ジクロロエチレン及びトランス-1・2-ジクロロエチレン	検査省略													-	送配水施設内で濃度が上昇しないため
17 ジクロロメタン	検査省略													-	送配水施設内で濃度が上昇しないため
18 テトラクロロエチレン	検査省略													-	送配水施設内で濃度が上昇しないため
19 トリクロロエチレン	検査省略													-	送配水施設内で濃度が上昇しないため
20 ベンゼン	検査省略													-	送配水施設内で濃度が上昇しないため
21 塩素酸	3か月毎	○				○			○			○		4	3か月に1回省略不可
22 クロロ酢酸	3か月毎	○				○			○			○		4	3か月に1回省略不可
23 クロロホルム	3か月毎	○				○			○			○		4	3か月に1回省略不可
24 ジクロロ酢酸	3か月毎	○				○			○			○		4	3か月に1回省略不可
25 ジブromクロロメタン	3か月毎	○				○			○			○		4	3か月に1回省略不可
26 臭素酸	3か月毎	○				○			○			○		4	3か月に1回省略不可
27 総トリハロメタン（クロロホルム、ジブromクロロメタン、ブromジクロロメタン及びブromホルムのそれぞれの濃度の総和）	3か月毎	○				○			○			○		4	3か月に1回省略不可
28 トリクロロ酢酸	3か月毎	○				○			○			○		4	3か月に1回省略不可
29 ブromジクロロメタン	3か月毎	○				○			○			○		4	3か月に1回省略不可
30 ブromホルム	3か月毎	○				○			○			○		4	3か月に1回省略不可
31 ホルムアルデヒド	3か月毎	○				○			○			○		4	3か月に1回省略不可
32 亜鉛及びその化合物	検査省略													-	送配水施設内で濃度が上昇しないため
33 アルミニウム及びその化合物	検査省略													-	送配水施設内で濃度が上昇しないため
34 鉄及びその化合物	検査省略													-	送配水施設内で濃度が上昇しないため
35 銅及びその化合物	検査省略													-	送配水施設内で濃度が上昇しないため
36 ナトリウム及びその化合物	検査省略													-	送配水施設内で濃度が上昇しないため
37 マンガン及びその化合物	検査省略													-	送配水施設内で濃度が上昇しないため
38 塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
39 カルシウム、マグネシウム等	検査省略													-	送配水施設内で濃度が上昇しないため
40 蒸発残留物	検査省略													-	送配水施設内で濃度が上昇しないため
41 陰イオン界面活性剤	検査省略													-	送配水施設内で濃度が上昇しないため
42 (4S・4aR)-8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール（別名 ジェオスミン）	検査省略													-	送配水施設内で濃度が上昇しないため
43 1・2・7・-テトラメチルピシクロ[2・2・1]ヘプタン-2-オール（別名 2-メチルイソボルネオール）	検査省略													-	送配水施設内で濃度が上昇しないため
44 非イオン界面活性剤	検査省略													-	送配水施設内で濃度が上昇しないため
45 フェノール類	検査省略													-	送配水施設内で濃度が上昇しないため
46 有機物（全有機炭素（TOC）の量）	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
47 pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
48 味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
49 臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
50 色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
51 濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
項目数		9	22	9	9	22	9	9	22	9	9	22	9		

※1 検査回数省略場合は根拠を記入すること。ただし年に1回以上は全項目検査を実施することを推奨する。

2 令和7年度 浄水水質検査計画表 (別表1)

5/14

水道事業名	各務原市上水道					健康診断(検便)実施月	
浄水場名	三井水源地(緑苑中区配水池)					1回目 5月	
採水の場所(住所及び施設名)	緑苑西公園(緑苑西3丁目104番地)					2回目 11月	
水源種別	地下水	表流水	湧き水	その他			
浄水方法	塩素滅菌	緩速ろ過	急速ろ過	膜ろ過	その他		
水質検査委託機関名称	未定						

水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	根 拠 ※1
1 一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2 大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3 カドミウム及びその化合物	3年毎													-	3年に1回
4 水銀及びその化合物	3年毎													-	3年に1回
5 セレン及びその化合物	3年毎													-	3年に1回
6 鉛及びその化合物	3年毎													-	3年に1回
7 ヒ素及びその化合物	3年毎													-	3年に1回
8 六価クロム化合物	3年毎													-	3年に1回
9 亜硝酸態窒素	3年毎													-	3年に1回
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	3か月毎	○			○			○			○			4	3か月に1回省略不可
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	3か月毎	○			○			○			○			4	3か月に1回
12 フッ素及びその化合物	3年毎													-	3年に1回
13 ホウ素及びその化合物	3年毎													-	3年に1回
14 四塩化炭素	3年毎													-	3年に1回
15 1・4-ジオキサン	3年毎													-	3年に1回
16 シス-1・2-ジクロロエチレン及びトランス-1・2-ジクロロエチレン	3年毎													-	3年に1回
17 ジクロロメタン	3年毎													-	3年に1回
18 テトラクロロエチレン	3年毎													-	3年に1回
19 トリクロロエチレン	3年毎													-	3年に1回
20 ベンゼン	3年毎													-	3年に1回
21 塩素酸	3か月毎	○			○			○			○			4	3か月に1回省略不可
22 クロロ酢酸	3か月毎	○			○			○			○			4	3か月に1回省略不可
23 クロロホルム	3か月毎	○			○			○			○			4	3か月に1回省略不可
24 ジクロロ酢酸	3か月毎	○			○			○			○			4	3か月に1回省略不可
25 ジブromクロロメタン	3か月毎	○			○			○			○			4	3か月に1回省略不可
26 臭素酸	3か月毎	○			○			○			○			4	3か月に1回省略不可
27 総トリハロメタン(クロロホルム、ジブromクロロメタン、ブromジクロロメタン及びブromホルムのそれぞれの濃度の総和)	3か月毎	○			○			○			○			4	3か月に1回省略不可
28 トリクロロ酢酸	3か月毎	○			○			○			○			4	3か月に1回省略不可
29 ブromジクロロメタン	3か月毎	○			○			○			○			4	3か月に1回省略不可
30 ブromホルム	3か月毎	○			○			○			○			4	3か月に1回省略不可
31 ホルムアルデヒド	3か月毎	○			○			○			○			4	3か月に1回省略不可
32 亜鉛及びその化合物	3年毎													-	3年に1回
33 アルミニウム及びその化合物	3年毎													-	3年に1回
34 鉄及びその化合物	3年毎													-	3年に1回
35 銅及びその化合物	3年毎													-	3年に1回
36 ナトリウム及びその化合物	3年毎													-	3年に1回
37 マンガン及びその化合物	3年毎													-	3年に1回
38 塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
39 カルシウム、マグネシウム等	3年毎													-	3年に1回
40 蒸発残留物	3か月毎	○			○			○			○			4	3か月に1回
41 陰イオン界面活性剤	3年毎													-	3年に1回
42 (4S・4aS・8aR)-オクタヒドロ-4・8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名 ジェオスミン)	3年毎													-	3年に1回
43 1・2・7・-テトラメチルピシクロ[2・2・1]ヘプタン-2-オール(別名 2-メチルイソボルネオール)	3年毎													-	3年に1回
44 非イオン界面活性剤	3年毎													-	3年に1回
45 フェノール類	3年毎													-	3年に1回
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
47 pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
48 味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
49 臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
50 色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
51 濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
項目数		9	23	9	9	23	9	9	23	9	9	23	9		

※1 検査回数省略場合は根拠を記入すること。ただし年に1回以上は全項目検査を実施することを推奨する。

2 令和7年度 浄水水質検査計画表 (別表1)

6/14

水道事業名	各務原市上水道					健康診断(検便)実施月	
浄水場名	三井水源地(緑苑高区配水池)						
採水の場所(住所及び施設名)	新鵜沼東公園(新鵜沼台3丁目149番地)						
水源種別	地下水	表流水	湧き水	その他			
浄水方法	塩素滅菌	緩速ろ過	急速ろ過	膜ろ過	その他	1回目	5月
水質検査委託機関名称	未定					2回目	11月

水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	根 拠 ※1
1 一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2 大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3 カドミウム及びその化合物	1年毎		○											1	1年に1回
4 水銀及びその化合物	1年毎		○											1	1年に1回
5 セレン及びその化合物	1年毎		○											1	1年に1回
6 鉛及びその化合物	1年毎		○											1	1年に1回
7 ヒ素及びその化合物	1年毎		○											1	1年に1回
8 六価クロム化合物	1年毎		○											1	1年に1回
9 亜硝酸態窒素	1年毎		○											1	1年に1回
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	3か月毎		○			○			○			○		4	3か月に1回省略不可
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	3か月毎		○			○			○			○		4	3か月に1回
12 フッ素及びその化合物	1年毎		○											1	1年に1回
13 ホウ素及びその化合物	1年毎		○											1	1年に1回
14 四塩化炭素	1年毎		○											1	1年に1回
15 1・4-ジオキサン	1年毎		○											1	1年に1回
16 シス-1・2-ジクロロエチレン及びトランス-1・2-ジクロロエチレン	1年毎		○											1	1年に1回
17 ジクロロメタン	1年毎		○											1	1年に1回
18 テトラクロロエチレン	1年毎		○											1	1年に1回
19 トリクロロエチレン	1年毎		○											1	1年に1回
20 ベンゼン	1年毎		○											1	1年に1回
21 塩素酸	3か月毎		○			○			○			○		4	3か月に1回省略不可
22 クロロ酢酸	3か月毎		○			○			○			○		4	3か月に1回省略不可
23 クロロホルム	3か月毎		○			○			○			○		4	3か月に1回省略不可
24 ジクロロ酢酸	3か月毎		○			○			○			○		4	3か月に1回省略不可
25 ジブromクロロメタン	3か月毎		○			○			○			○		4	3か月に1回省略不可
26 臭素酸	3か月毎		○			○			○			○		4	3か月に1回省略不可
27 総トリハロメタン(クロロホルム、ジブromクロロメタン、ブromジクロロメタン及びブromホルムのそれぞれの濃度の総和)	3か月毎		○			○			○			○		4	3か月に1回省略不可
28 トリクロロ酢酸	3か月毎		○			○			○			○		4	3か月に1回省略不可
29 ブromジクロロメタン	3か月毎		○			○			○			○		4	3か月に1回省略不可
30 ブromホルム	3か月毎		○			○			○			○		4	3か月に1回省略不可
31 ホルムアルデヒド	3か月毎		○			○			○			○		4	3か月に1回省略不可
32 亜鉛及びその化合物	1年毎		○											1	1年に1回
33 アルミニウム及びその化合物	1年毎		○											1	1年に1回
34 鉄及びその化合物	1年毎		○											1	1年に1回
35 銅及びその化合物	1年毎		○											1	1年に1回
36 ナトリウム及びその化合物	1年毎		○											1	1年に1回
37 マンガン及びその化合物	1年毎		○											1	1年に1回
38 塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
39 カルシウム、マグネシウム等	1年毎		○											1	1年に1回
40 蒸発残留物	3か月毎		○			○			○			○		4	3か月に1回
41 陰イオン界面活性剤	1年毎		○											1	1年に1回
42 (4S・4aS・8aR)-オクタヒドロ-4・8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名 ジェオスミン)	1年毎		○											1	1年に1回
43 1・2・7・-テトラメチルピシクロ[2・2・1]ヘプタン-2-オール(別名 2-メチルイソボルネオール)	1年毎		○											1	1年に1回
44 非イオン界面活性剤	1年毎		○											1	1年に1回
45 フェノール類	1年毎		○											1	1年に1回
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
47 pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
48 味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
49 臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
50 色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
51 濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
項目数		9	51	9	9	23	9	9	23	9	9	23	9		

※1 検査回数省略場合は根拠を記入すること。ただし年に1回以上は全項目検査を実施することを推奨する。

2 令和7年度 浄水水質検査計画表 (別表1)

7/14

水道事業名	各務原市上水道					健康診断(検便)実施月	
浄水場名	三井水源池(三井山配水池)						
採水の場所(住所及び施設名)	三井北公園(三井北町3丁目73番地)						
水源種別	地下水	表流水	湧き水	その他			
浄水方法	塩素滅菌	緩速ろ過	急速ろ過	膜ろ過	その他	1回目	5月
水質検査委託機関名称	未定					2回目	11月

水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	根 拠 ※1
1 一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2 大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3 カドミウム及びその化合物	3年毎													-	3年に1回
4 水銀及びその化合物	3年毎													-	3年に1回
5 セレン及びその化合物	3年毎													-	3年に1回
6 鉛及びその化合物	3年毎													-	3年に1回
7 ヒ素及びその化合物	3年毎													-	3年に1回
8 六価クロム化合物	3年毎													-	3年に1回
9 亜硝酸態窒素	3年毎													-	3年に1回
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	3か月毎		○			○				○			○	4	3か月に1回省略不可
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	3か月毎		○			○				○			○	4	3か月に1回
12 フッ素及びその化合物	3年毎													-	3年に1回
13 ホウ素及びその化合物	3年毎													-	3年に1回
14 四塩化炭素	3年毎													-	3年に1回
15 1・4-ジオキサン	3年毎													-	3年に1回
16 シス-1・2-ジクロロエチレン及びトランス-1・2-ジクロロエチレン	3年毎													-	3年に1回
17 ジクロロメタン	3年毎													-	3年に1回
18 テトラクロロエチレン	3年毎													-	3年に1回
19 トリクロロエチレン	3年毎													-	3年に1回
20 ベンゼン	3年毎													-	3年に1回
21 塩素酸	3か月毎		○			○				○			○	4	3か月に1回省略不可
22 クロロ酢酸	3か月毎		○			○				○			○	4	3か月に1回省略不可
23 クロロホルム	3か月毎		○			○				○			○	4	3か月に1回省略不可
24 ジクロロ酢酸	3か月毎		○			○				○			○	4	3か月に1回省略不可
25 ジブromクロロメタン	3か月毎		○			○				○			○	4	3か月に1回省略不可
26 臭素酸	3か月毎		○			○				○			○	4	3か月に1回省略不可
27 総トリハロメタン(クロロホルム、ジブromクロロメタン、ブromジクロロメタン及びブromホルムのそれぞれの濃度の総和)	3か月毎		○			○				○			○	4	3か月に1回省略不可
28 トリクロロ酢酸	3か月毎		○			○				○			○	4	3か月に1回省略不可
29 ブromジクロロメタン	3か月毎		○			○				○			○	4	3か月に1回省略不可
30 ブromホルム	3か月毎		○			○				○			○	4	3か月に1回省略不可
31 ホルムアルデヒド	3か月毎		○			○				○			○	4	3か月に1回省略不可
32 亜鉛及びその化合物	3年毎													-	3年に1回
33 アルミニウム及びその化合物	3年毎													-	3年に1回
34 鉄及びその化合物	3年毎													-	3年に1回
35 銅及びその化合物	3年毎													-	3年に1回
36 ナトリウム及びその化合物	3年毎													-	3年に1回
37 マンガン及びその化合物	3年毎													-	3年に1回
38 塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
39 カルシウム、マグネシウム等	3年毎													-	3年に1回
40 蒸発残留物	3か月毎		○			○				○			○	4	3か月に1回
41 陰イオン界面活性剤	3年毎													-	3年に1回
42 (4S・4aS・8aR)-オクタヒドロ-4・8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名 ジェオスミン)	3年毎													-	3年に1回
43 1・2・7・-テトラメチルピシクロ[2・2・1]ヘプタン-2-オール(別名 2-メチルイソボルネオール)	3年毎													-	3年に1回
44 非イオン界面活性剤	3年毎													-	3年に1回
45 フェノール類	3年毎													-	3年に1回
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
47 pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
48 味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
49 臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
50 色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
51 濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
項目数		9	9	23	9	9	23	9	9	23	9	9	23		

※1 検査回数省略場合は根拠を記入すること。ただし年に1回以上は全項目検査を実施することを推奨する。

2 令和7年度 浄水水質検査計画表 (別表1)

8/14

水道事業名	各務原市上水道					健康診断(検便)実施月	
浄水場名	西市場水源地(尾崎配水池)						
採水の場所(住所及び施設名)	尾崎公園(尾崎北町4丁目4番地)						
水源種別	地下水	表流水	湧き水	その他			
浄水方法	塩素滅菌	緩速ろ過	急速ろ過	膜ろ過	その他	1回目	5月
水質検査委託機関名称	未定					2回目	11月

水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	根 拠 ※1
1 一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2 大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3 カドミウム及びその化合物	3年毎													-	3年に1回
4 水銀及びその化合物	3年毎													-	3年に1回
5 セレン及びその化合物	3年毎													-	3年に1回
6 鉛及びその化合物	3年毎													-	3年に1回
7 ヒ素及びその化合物	3年毎													-	3年に1回
8 六価クロム化合物	3年毎													-	3年に1回
9 亜硝酸態窒素	3年毎													-	3年に1回
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	3か月毎	○			○			○			○			4	3か月に1回省略不可
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	3か月毎	○			○			○			○			4	3か月に1回
12 フッ素及びその化合物	3年毎													-	3年に1回
13 ホウ素及びその化合物	3年毎													-	3年に1回
14 四塩化炭素	3年毎													-	3年に1回
15 1,4-ジオキサン	3年毎													-	3年に1回
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	3年毎													-	3年に1回
17 ジクロロメタン	3年毎													-	3年に1回
18 テトラクロロエチレン	3年毎													-	3年に1回
19 トリクロロエチレン	3年毎													-	3年に1回
20 ベンゼン	3年毎													-	3年に1回
21 塩素酸	3か月毎	○			○			○			○			4	3か月に1回省略不可
22 クロロ酢酸	3か月毎	○			○			○			○			4	3か月に1回省略不可
23 クロロホルム	3か月毎	○			○			○			○			4	3か月に1回省略不可
24 ジクロロ酢酸	3か月毎	○			○			○			○			4	3か月に1回省略不可
25 ジブromクロロメタン	3か月毎	○			○			○			○			4	3か月に1回省略不可
26 臭素酸	3か月毎	○			○			○			○			4	3か月に1回省略不可
27 総トリハロメタン(クロロホルム、ジブromクロロメタン、ブromジクロロメタン及びブromホルムのそれぞれの濃度の総和)	3か月毎	○			○			○			○			4	3か月に1回省略不可
28 トリクロロ酢酸	3か月毎	○			○			○			○			4	3か月に1回省略不可
29 ブromジクロロメタン	3か月毎	○			○			○			○			4	3か月に1回省略不可
30 ブromホルム	3か月毎	○			○			○			○			4	3か月に1回省略不可
31 ホルムアルデヒド	3か月毎	○			○			○			○			4	3か月に1回省略不可
32 亜鉛及びその化合物	3年毎													-	3年に1回
33 アルミニウム及びその化合物	3年毎													-	3年に1回
34 鉄及びその化合物	3年毎													-	3年に1回
35 銅及びその化合物	3年毎													-	3年に1回
36 ナトリウム及びその化合物	3年毎													-	3年に1回
37 マンガン及びその化合物	3年毎													-	3年に1回
38 塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
39 カルシウム、マグネシウム等	3年毎													-	3年に1回
40 蒸発残留物	3か月毎	○			○			○			○			4	3か月に1回
41 陰イオン界面活性剤	3年毎													-	3年に1回
42 (4S・4aS・8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名 ジェオスミン)	3年毎													-	3年に1回
43 1,2,7,7-テトラメチルピシクロ[2,2,1]ヘプタン-2-オール(別名 2-メチルイソボルネオール)	3年毎													-	3年に1回
44 非イオン界面活性剤	3年毎													-	3年に1回
45 フェノール類	3年毎													-	3年に1回
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
47 pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
48 味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
49 臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
50 色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
51 濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
項目数	23	9	9	23	9	9	23	9	9	23	9	9	9		

※1 検査回数省略場合は根拠を記入すること。ただし年に1回以上は全項目検査を実施することを推奨する。

2 令和7年度 浄水水質検査計画表 (別表1)

9/14

水道事業名	各務原市上水道					
浄水場名	西市場水源地(川崎山配水池)					
採水の場所(住所及び施設名)	新田公園(那加新田町1丁目1番地26)					
水源種別	地下水	表流水	湧き水	その他	健康診断(検便)実施月	
浄水方法	塩素滅菌	緩速ろ過	急速ろ過	膜ろ過	その他	1回目 5月
水質検査委託機関名称	未定					2回目 11月

水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	根 拠 ※1
1 一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2 大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3 カドミウム及びその化合物	検査省略													-	送配水施設内で濃度が上昇しないため
4 水銀及びその化合物	検査省略													-	送配水施設内で濃度が上昇しないため
5 セレン及びその化合物	検査省略													-	送配水施設内で濃度が上昇しないため
6 鉛及びその化合物	検査省略													-	送配水施設内で濃度が上昇しないため
7 ヒ素及びその化合物	検査省略													-	送配水施設内で濃度が上昇しないため
8 六価クロム化合物	検査省略													-	送配水施設内で濃度が上昇しないため
9 亜硝酸態窒素	検査省略													-	送配水施設内で濃度が上昇しないため
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	3か月毎	○			○			○			○			4	3か月に1回省略不可
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	3か月毎	○			○			○			○			4	3か月に1回
12 フッ素及びその化合物	検査省略													-	送配水施設内で濃度が上昇しないため
13 ホウ素及びその化合物	検査省略													-	送配水施設内で濃度が上昇しないため
14 四塩化炭素	検査省略													-	送配水施設内で濃度が上昇しないため
15 1・4-ジオキサン	検査省略													-	送配水施設内で濃度が上昇しないため
16 シス-1・2-ジクロロエチレン及びトランス-1・2-ジクロロエチレン	検査省略													-	送配水施設内で濃度が上昇しないため
17 ジクロロメタン	検査省略													-	送配水施設内で濃度が上昇しないため
18 テトラクロロエチレン	検査省略													-	送配水施設内で濃度が上昇しないため
19 トリクロロエチレン	検査省略													-	送配水施設内で濃度が上昇しないため
20 ベンゼン	検査省略													-	送配水施設内で濃度が上昇しないため
21 塩素酸	3か月毎	○			○			○			○			4	3か月に1回省略不可
22 クロロ酢酸	3か月毎	○			○			○			○			4	3か月に1回省略不可
23 クロロホルム	3か月毎	○			○			○			○			4	3か月に1回省略不可
24 ジクロロ酢酸	3か月毎	○			○			○			○			4	3か月に1回省略不可
25 ジブromクロロメタン	3か月毎	○			○			○			○			4	3か月に1回省略不可
26 臭素酸	3か月毎	○			○			○			○			4	3か月に1回省略不可
27 総トリハロメタン(クロロホルム、ジブromクロロメタン、ブromジクロロメタン及びブromホルムのそれぞれの濃度の総和)	3か月毎	○			○			○			○			4	3か月に1回省略不可
28 トリクロロ酢酸	3か月毎	○			○			○			○			4	3か月に1回省略不可
29 ブromジクロロメタン	3か月毎	○			○			○			○			4	3か月に1回省略不可
30 ブromホルム	3か月毎	○			○			○			○			4	3か月に1回省略不可
31 ホルムアルデヒド	3か月毎	○			○			○			○			4	3か月に1回省略不可
32 亜鉛及びその化合物	検査省略													-	送配水施設内で濃度が上昇しないため
33 アルミニウム及びその化合物	検査省略													-	送配水施設内で濃度が上昇しないため
34 鉄及びその化合物	検査省略													-	送配水施設内で濃度が上昇しないため
35 銅及びその化合物	検査省略													-	送配水施設内で濃度が上昇しないため
36 ナトリウム及びその化合物	検査省略													-	送配水施設内で濃度が上昇しないため
37 マンガン及びその化合物	検査省略													-	送配水施設内で濃度が上昇しないため
38 塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
39 カルシウム、マグネシウム等	検査省略													-	送配水施設内で濃度が上昇しないため
40 蒸発残留物	検査省略													-	送配水施設内で濃度が上昇しないため
41 陰イオン界面活性剤	検査省略													-	送配水施設内で濃度が上昇しないため
42 (4S・4aR)-8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名 ジェオスミン)	検査省略													-	送配水施設内で濃度が上昇しないため
43 1・2・7・-テトラメチルピシクロ[2・2・1]ヘプタン-2-オール(別名 2-メチルイソボルネオール)	検査省略													-	送配水施設内で濃度が上昇しないため
44 非イオン界面活性剤	検査省略													-	送配水施設内で濃度が上昇しないため
45 フェノール類	検査省略													-	送配水施設内で濃度が上昇しないため
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
47 pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
48 味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
49 臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
50 色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
51 濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
項目数	22	9	9	22	9	9	22	9	9	22	9	9			

※1 検査回数省略場合は根拠を記入すること。ただし年に1回以上は全項目検査を実施することを推奨する。

2 令和7年度 浄水水質検査計画表（別表1）

10/14

水道事業名	各務原市上水道					
浄水場名	西市場水源地(須衛配水池)					
採水の場所(住所及び施設名)	松が丘西公園(松が丘1丁目141番地29)					
水源種別	地下水	表流水	湧き水	その他	健康診断(検便)実施月	
浄水方法	塩素滅菌	緩速ろ過	急速ろ過	膜ろ過	その他	1回目 5月
水質検査委託機関名称	未定					2回目 11月

水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	根 拠 ※1
1 一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2 大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3 カドミウム及びその化合物	検査省略													-	送配水施設内で濃度が上昇しないため
4 水銀及びその化合物	検査省略													-	送配水施設内で濃度が上昇しないため
5 セレン及びその化合物	検査省略													-	送配水施設内で濃度が上昇しないため
6 鉛及びその化合物	検査省略													-	送配水施設内で濃度が上昇しないため
7 ヒ素及びその化合物	検査省略													-	送配水施設内で濃度が上昇しないため
8 六価クロム化合物	検査省略													-	送配水施設内で濃度が上昇しないため
9 亜硝酸態窒素	検査省略													-	送配水施設内で濃度が上昇しないため
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	3か月毎		○				○			○			○	4	3か月に1回省略不可
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	3か月毎		○				○			○			○	4	3か月に1回
12 フッ素及びその化合物	検査省略													-	送配水施設内で濃度が上昇しないため
13 ホウ素及びその化合物	検査省略													-	送配水施設内で濃度が上昇しないため
14 四塩化炭素	検査省略													-	送配水施設内で濃度が上昇しないため
15 1・4-ジオキサン	検査省略													-	送配水施設内で濃度が上昇しないため
16 シス-1・2-ジクロロエチレン及びトランス-1・2-ジクロロエチレン	検査省略													-	送配水施設内で濃度が上昇しないため
17 ジクロロメタン	検査省略													-	送配水施設内で濃度が上昇しないため
18 テトラクロロエチレン	検査省略													-	送配水施設内で濃度が上昇しないため
19 トリクロロエチレン	検査省略													-	送配水施設内で濃度が上昇しないため
20 ベンゼン	検査省略													-	送配水施設内で濃度が上昇しないため
21 塩素酸	3か月毎		○				○			○			○	4	3か月に1回省略不可
22 クロロ酢酸	3か月毎		○				○			○			○	4	3か月に1回省略不可
23 クロロホルム	3か月毎		○				○			○			○	4	3か月に1回省略不可
24 ジクロロ酢酸	3か月毎		○				○			○			○	4	3か月に1回省略不可
25 ジブromクロロメタン	3か月毎		○				○			○			○	4	3か月に1回省略不可
26 臭素酸	3か月毎		○				○			○			○	4	3か月に1回省略不可
27 総トリハロメタン(クロロホルム、ジブromクロロメタン、ブromジクロロメタン及びブromホルムのそれぞれの濃度の総和)	3か月毎		○				○			○			○	4	3か月に1回省略不可
28 トリクロロ酢酸	3か月毎		○				○			○			○	4	3か月に1回省略不可
29 ブromジクロロメタン	3か月毎		○				○			○			○	4	3か月に1回省略不可
30 ブromホルム	3か月毎		○				○			○			○	4	3か月に1回省略不可
31 ホルムアルデヒド	3か月毎		○				○			○			○	4	3か月に1回省略不可
32 亜鉛及びその化合物	検査省略													-	送配水施設内で濃度が上昇しないため
33 アルミニウム及びその化合物	検査省略													-	送配水施設内で濃度が上昇しないため
34 鉄及びその化合物	検査省略													-	送配水施設内で濃度が上昇しないため
35 銅及びその化合物	検査省略													-	送配水施設内で濃度が上昇しないため
36 ナトリウム及びその化合物	検査省略													-	送配水施設内で濃度が上昇しないため
37 マンガン及びその化合物	検査省略													-	送配水施設内で濃度が上昇しないため
38 塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
39 カルシウム、マグネシウム等	検査省略													-	送配水施設内で濃度が上昇しないため
40 蒸発残留物	検査省略													-	送配水施設内で濃度が上昇しないため
41 陰イオン界面活性剤	検査省略													-	送配水施設内で濃度が上昇しないため
42 (4S・4aS・8aR)-オクタヒドロ-4・8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名 ジェオスミン)	検査省略													-	送配水施設内で濃度が上昇しないため
43 1・2・7・-テトラメチルピシクロ[2・2・1]ヘプタン-2-オール(別名 2-メチルイソボルネオール)	検査省略													-	送配水施設内で濃度が上昇しないため
44 非イオン界面活性剤	検査省略													-	送配水施設内で濃度が上昇しないため
45 フェノール類	検査省略													-	送配水施設内で濃度が上昇しないため
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
47 pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
48 味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
49 臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
50 色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
51 濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
項目数		9	9	22	9	9	22	9	9	22	9	9	22		

※1 検査回数省略場合は根拠を記入すること。ただし年に1回以上は全項目検査を実施することを推奨する。

2 令和7年度 浄水水質検査計画表 (別表1)

11/14

水道事業名	各務原市上水道					
浄水場名	西市場水源地(地獄洞配水池)					
採水の場所(住所及び施設名)	天狗谷遺跡(須衛2403番地5)					
水源種別	地下水	表流水	湧き水	その他	健康診断(検便)実施月	
浄水方法	塩素滅菌	緩速ろ過	急速ろ過	膜ろ過	その他	1回目 5月
水質検査委託機関名称	未定					2回目 11月

水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	根 拠 ※1
1 一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2 大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3 カドミウム及びその化合物	1年毎			○										1	1年に1回
4 水銀及びその化合物	1年毎			○										1	1年に1回
5 セレン及びその化合物	1年毎			○										1	1年に1回
6 鉛及びその化合物	1年毎			○										1	1年に1回
7 ヒ素及びその化合物	1年毎			○										1	1年に1回
8 六価クロム化合物	1年毎			○										1	1年に1回
9 亜硝酸態窒素	1年毎			○										1	1年に1回
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	3か月毎			○			○			○			○	4	3か月に1回省略不可
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	3か月毎			○			○			○			○	4	3か月に1回
12 フッ素及びその化合物	1年毎			○										1	1年に1回
13 ホウ素及びその化合物	1年毎			○										1	1年に1回
14 四塩化炭素	1年毎			○										1	1年に1回
15 1・4-ジオキサン	1年毎			○										1	1年に1回
16 シス-1・2-ジクロロエチレン及びトランス-1・2-ジクロロエチレン	1年毎			○										1	1年に1回
17 ジクロロメタン	1年毎			○										1	1年に1回
18 テトラクロロエチレン	1年毎			○										1	1年に1回
19 トリクロロエチレン	1年毎			○										1	1年に1回
20 ベンゼン	1年毎			○										1	1年に1回
21 塩素酸	3か月毎			○			○			○			○	4	3か月に1回省略不可
22 クロロ酢酸	3か月毎			○			○			○			○	4	3か月に1回省略不可
23 クロロホルム	3か月毎			○			○			○			○	4	3か月に1回省略不可
24 ジクロロ酢酸	3か月毎			○			○			○			○	4	3か月に1回省略不可
25 ジブromクロロメタン	3か月毎			○			○			○			○	4	3か月に1回省略不可
26 臭素酸	3か月毎			○			○			○			○	4	3か月に1回省略不可
27 総トリハロメタン(クロロホルム、ジブromクロロメタン、ブromジクロロメタン及びブromホルムのそれぞれの濃度の総和)	3か月毎			○			○			○			○	4	3か月に1回省略不可
28 トリクロロ酢酸	3か月毎			○			○			○			○	4	3か月に1回省略不可
29 ブromジクロロメタン	3か月毎			○			○			○			○	4	3か月に1回省略不可
30 ブromホルム	3か月毎			○			○			○			○	4	3か月に1回省略不可
31 ホルムアルデヒド	3か月毎			○			○			○			○	4	3か月に1回省略不可
32 亜鉛及びその化合物	1年毎			○										1	1年に1回
33 アルミニウム及びその化合物	1年毎			○										1	1年に1回
34 鉄及びその化合物	1年毎			○										1	1年に1回
35 銅及びその化合物	1年毎			○										1	1年に1回
36 ナトリウム及びその化合物	1年毎			○										1	1年に1回
37 マンガン及びその化合物	1年毎			○										1	1年に1回
38 塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
39 カルシウム、マグネシウム等	1年毎			○										1	1年に1回
40 蒸発残留物	3か月毎			○			○			○			○	4	3か月に1回
41 陰イオン界面活性剤	1年毎			○										1	1年に1回
42 (4S・4aS・8aR)-オクタヒドロ-4・8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名 ジェオスミン)	1年毎			○										1	1年に1回
43 1・2・7・-テトラメチルピシクロ[2・2・1]ヘプタン-2-オール(別名 2-メチルイソボルネオール)	1年毎			○										1	1年に1回
44 非イオン界面活性剤	1年毎			○										1	1年に1回
45 フェノール類	1年毎			○										1	1年に1回
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
47 pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
48 味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
49 臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
50 色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
51 濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可

項目数 9 9 51 9 9 23 9 9 23 9 9 23

※1 検査回数省略場合は根拠を記入すること。ただし年に1回以上は全項目検査を実施することを推奨する。

2 令和7年度 浄水水質検査計画表 (別表1)

12/14

水道事業名	各務原市上水道						
浄水場名	小網水源地(小網水源地)						
採水の場所(住所及び施設名)	招魂社(川島松原町302番地)						
水源種別	地下水	表流水	湧き水	その他	健康診断(検便)実施月		
浄水方法	塩素滅菌	緩速ろ過	急速ろ過	膜ろ過	その他	1回目	5月
水質検査委託機関名称	未定					2回目	11月

水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	根 拠 ※1
1 一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2 大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3 カドミウム及びその化合物	1年毎	○												1	1年に1回
4 水銀及びその化合物	1年毎	○												1	1年に1回
5 セレン及びその化合物	1年毎	○												1	1年に1回
6 鉛及びその化合物	1年毎	○												1	1年に1回
7 ヒ素及びその化合物	1年毎	○												1	1年に1回
8 六価クロム化合物	1年毎	○												1	1年に1回
9 亜硝酸態窒素	1年毎	○												1	1年に1回
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	3か月毎	○			○			○			○			4	3か月に1回省略不可
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1年毎	○												1	1年に1回
12 フッ素及びその化合物	1年毎	○												1	1年に1回
13 ホウ素及びその化合物	1年毎	○												1	1年に1回
14 四塩化炭素	1年毎	○												1	1年に1回
15 1・4-ジオキサン	1年毎	○												1	1年に1回
16 シス-1・2-ジクロロエチレン及びトランス-1・2-ジクロロエチレン	1年毎	○												1	1年に1回
17 ジクロロメタン	1年毎	○												1	1年に1回
18 テトラクロロエチレン	1年毎	○												1	1年に1回
19 トリクロロエチレン	1年毎	○												1	1年に1回
20 ベンゼン	1年毎	○												1	1年に1回
21 塩素酸	3か月毎	○			○			○			○			4	3か月に1回省略不可
22 クロロ酢酸	3か月毎	○			○			○			○			4	3か月に1回省略不可
23 クロロホルム	3か月毎	○			○			○			○			4	3か月に1回省略不可
24 ジクロロ酢酸	3か月毎	○			○			○			○			4	3か月に1回省略不可
25 ジブromクロロメタン	3か月毎	○			○			○			○			4	3か月に1回省略不可
26 臭素酸	3か月毎	○			○			○			○			4	3か月に1回省略不可
27 総トリハロメタン(クロロホルム、ジブromクロロメタン、ブromジクロロメタン及びブromホルムのそれぞれの濃度の総和)	3か月毎	○			○			○			○			4	3か月に1回省略不可
28 トリクロロ酢酸	3か月毎	○			○			○			○			4	3か月に1回省略不可
29 ブromジクロロメタン	3か月毎	○			○			○			○			4	3か月に1回省略不可
30 ブromホルム	3か月毎	○			○			○			○			4	3か月に1回省略不可
31 ホルムアルデヒド	3か月毎	○			○			○			○			4	3か月に1回省略不可
32 亜鉛及びその化合物	1年毎	○												1	1年に1回
33 アルミニウム及びその化合物	1年毎	○												1	1年に1回
34 鉄及びその化合物	1年毎	○												1	1年に1回
35 銅及びその化合物	1年毎	○												1	1年に1回
36 ナトリウム及びその化合物	1年毎	○												1	1年に1回
37 マンガン及びその化合物	1年毎	○												1	1年に1回
38 塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
39 カルシウム、マグネシウム等	1年毎	○												1	1年に1回
40 蒸発残留物	3か月毎	○			○			○			○			4	3か月に1回
41 陰イオン界面活性剤	1年毎	○												1	1年に1回
42 (4S・4aS・8aR)-オクタヒドロ-4・8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名 ジェオスミン)	1年毎	○												1	1年に1回
43 1・2・7・-テトラメチルピシクロ[2・2・1]ヘプタン-2-オール(別名 2-メチルイソボルネオール)	1年毎	○												1	1年に1回
44 非イオン界面活性剤	1年毎	○												1	1年に1回
45 フェノール類	1年毎	○												1	1年に1回
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
47 pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
48 味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
49 臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
50 色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
51 濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
項目数	51	9	9	22	9	9	22	9	9	22	9	9	9		

※1 検査回数省略場合は根拠を記入すること。ただし年に1回以上は全項目検査を実施することを推奨する。

2 令和7年度 浄水水質検査計画表 (別表1)

13/14

水道事業名	各務原市上水道					
浄水場名	笠田水源地(笠田水源地)					
採水の場所(住所及び施設名)	リバーサイドオアシス(川島渡町655番地1)					
水源種別	地下水	表流水	湧き水	その他	健康診断(検便)実施月	
浄水方法	塩素滅菌	緩速ろ過	急速ろ過	膜ろ過	その他	1回目 5月
水質検査委託機関名称	未定					2回目 11月

水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	根 拠 ※1
1 一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2 大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3 カドミウム及びその化合物	1年毎	○												1	1年に1回
4 水銀及びその化合物	1年毎	○												1	1年に1回
5 セレン及びその化合物	1年毎	○												1	1年に1回
6 鉛及びその化合物	1年毎	○												1	1年に1回
7 ヒ素及びその化合物	1年毎	○												1	1年に1回
8 六価クロム化合物	1年毎	○												1	1年に1回
9 亜硝酸態窒素	1年毎	○												1	1年に1回
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	3か月毎	○			○			○			○			4	3か月に1回省略不可
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1年毎	○												1	1年に1回
12 フッ素及びその化合物	1年毎	○												1	1年に1回
13 ホウ素及びその化合物	1年毎	○												1	1年に1回
14 四塩化炭素	1年毎	○												1	1年に1回
15 1・4-ジオキサン	1年毎	○												1	1年に1回
16 シス-1・2-ジクロロエチレン及びトランス-1・2-ジクロロエチレン	1年毎	○												1	1年に1回
17 ジクロロメタン	1年毎	○												1	1年に1回
18 テトラクロロエチレン	1年毎	○												1	1年に1回
19 トリクロロエチレン	1年毎	○												1	1年に1回
20 ベンゼン	1年毎	○												1	1年に1回
21 塩素酸	3か月毎	○			○			○			○			4	3か月に1回省略不可
22 クロロ酢酸	3か月毎	○			○			○			○			4	3か月に1回省略不可
23 クロロホルム	3か月毎	○			○			○			○			4	3か月に1回省略不可
24 ジクロロ酢酸	3か月毎	○			○			○			○			4	3か月に1回省略不可
25 ジブromクロロメタン	3か月毎	○			○			○			○			4	3か月に1回省略不可
26 臭素酸	3か月毎	○			○			○			○			4	3か月に1回省略不可
27 総トリハロメタン(クロロホルム、ジブromクロロメタン、ブromジクロロメタン及びブromホルムのそれぞれの濃度の総和)	3か月毎	○			○			○			○			4	3か月に1回省略不可
28 トリクロロ酢酸	3か月毎	○			○			○			○			4	3か月に1回省略不可
29 ブromジクロロメタン	3か月毎	○			○			○			○			4	3か月に1回省略不可
30 ブromホルム	3か月毎	○			○			○			○			4	3か月に1回省略不可
31 ホルムアルデヒド	3か月毎	○			○			○			○			4	3か月に1回省略不可
32 亜鉛及びその化合物	1年毎	○												1	1年に1回
33 アルミニウム及びその化合物	1年毎	○												1	1年に1回
34 鉄及びその化合物	1年毎	○												1	1年に1回
35 銅及びその化合物	1年毎	○												1	1年に1回
36 ナトリウム及びその化合物	1年毎	○												1	1年に1回
37 マンガン及びその化合物	1年毎	○												1	1年に1回
38 塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
39 カルシウム、マグネシウム等	1年毎	○												1	1年に1回
40 蒸発残留物	3か月毎	○			○			○			○			4	3か月に1回
41 陰イオン界面活性剤	1年毎	○												1	1年に1回
42 (4S・4aS・8aR)-オクタヒドロ-4・8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名 ジェオスミン)	1年毎	○												1	1年に1回
43 1・2・7・-テトラメチルピシクロ[2・2・1]ヘプタン-2-オール(別名 2-メチルイソボルネオール)	1年毎	○												1	1年に1回
44 非イオン界面活性剤	1年毎	○												1	1年に1回
45 フェノール類	1年毎	○												1	1年に1回
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
47 pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
48 味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
49 臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
50 色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
51 濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
項目数	51	9	9	22	9	9	22	9	9	22	9	9	9	9	

※1 検査回数省略場合は根拠を記入すること。ただし年に1回以上は全項目検査を実施することを推奨する。

2 令和7年度 浄水水質検査計画表 (別表1)

14/14

水道事業名	各務原市上水道					
浄水場名	弥平島水源地(弥平島水源地)					
採水の場所(住所及び施設名)	弥平島水源地(下中屋町字弥平島918番地2)					
水源種別	地下水	表流水	湧き水	その他	健康診断(検便)実施月	
浄水方法	塩素滅菌	緩速ろ過	急速ろ過	膜ろ過	その他	1回目 5月
水質検査委託機関名称	未定					2回目 11月

水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	根 拠 ※1
1 一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2 大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3 カドミウム及びその化合物	1年毎	○												1	1年に1回
4 水銀及びその化合物	1年毎	○												1	1年に1回
5 セレン及びその化合物	1年毎	○												1	1年に1回
6 鉛及びその化合物	1年毎	○												1	1年に1回
7 ヒ素及びその化合物	1年毎	○												1	1年に1回
8 六価クロム化合物	1年毎	○												1	1年に1回
9 亜硝酸態窒素	1年毎	○												1	1年に1回
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	3か月毎	○			○			○			○			4	3か月に1回省略不可
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1年毎	○												1	1年に1回
12 フッ素及びその化合物	1年毎	○												1	1年に1回
13 ホウ素及びその化合物	1年毎	○												1	1年に1回
14 四塩化炭素	1年毎	○												1	1年に1回
15 1・4-ジオキサン	1年毎	○												1	1年に1回
16 シス-1・2-ジクロロエチレン及びトランス-1・2-ジクロロエチレン	1年毎	○												1	1年に1回
17 ジクロロメタン	1年毎	○												1	1年に1回
18 テトラクロロエチレン	1年毎	○												1	1年に1回
19 トリクロロエチレン	1年毎	○												1	1年に1回
20 ベンゼン	1年毎	○												1	1年に1回
21 塩素酸	3か月毎	○			○			○			○			4	3か月に1回省略不可
22 クロロ酢酸	3か月毎	○			○			○			○			4	3か月に1回省略不可
23 クロロホルム	3か月毎	○			○			○			○			4	3か月に1回省略不可
24 ジクロロ酢酸	3か月毎	○			○			○			○			4	3か月に1回省略不可
25 ジブromクロロメタン	3か月毎	○			○			○			○			4	3か月に1回省略不可
26 臭素酸	3か月毎	○			○			○			○			4	3か月に1回省略不可
27 総トリハロメタン(クロロホルム、ジブromクロロメタン、ブromジクロロメタン及びブromホルムのそれぞれの濃度の総和)	3か月毎	○			○			○			○			4	3か月に1回省略不可
28 トリクロロ酢酸	3か月毎	○			○			○			○			4	3か月に1回省略不可
29 ブromジクロロメタン	3か月毎	○			○			○			○			4	3か月に1回省略不可
30 ブromホルム	3か月毎	○			○			○			○			4	3か月に1回省略不可
31 ホルムアルデヒド	3か月毎	○			○			○			○			4	3か月に1回省略不可
32 亜鉛及びその化合物	1年毎	○												1	1年に1回
33 アルミニウム及びその化合物	1年毎	○												1	1年に1回
34 鉄及びその化合物	1年毎	○												1	1年に1回
35 銅及びその化合物	1年毎	○												1	1年に1回
36 ナトリウム及びその化合物	1年毎	○												1	1年に1回
37 マンガン及びその化合物	1年毎	○												1	1年に1回
38 塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
39 カルシウム、マグネシウム等	1年毎	○												1	1年に1回
40 蒸発残留物	3か月毎	○			○			○			○			4	3か月に1回
41 陰イオン界面活性剤	1年毎	○												1	1年に1回
42 (4S・4aS・8aR)-オクタヒドロ-4・8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名 ジェオスミン)	1年毎	○												1	1年に1回
43 1・2・7・-テトラメチルピシクロ[2・2・1]ヘプタン-2-オール(別名 2-メチルイソボルネオール)	1年毎	○												1	1年に1回
44 非イオン界面活性剤	1年毎	○												1	1年に1回
45 フェノール類	1年毎	○												1	1年に1回
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
47 pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
48 味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
49 臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
50 色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
51 濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
項目数	51	9	9	22	9	9	22	9	9	22	9	9	9		

※1 検査回数省略場合は根拠を記入すること。ただし年に1回以上は全項目検査を実施することを推奨する。